3　一万千九百七十九円八十四銭に賦課期日にその世帯に属する被保険者の数を乗じて得た額とこの項の規定による控除をする前の当該世帯に属する被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額に〇・〇二三〇〇九一一二一九三を乗じて得た額との合計額が十九万円を超える世帯があるときは、第一項第二号ロにおける基礎控除後の総所得金額等の計算上、当該世帯ごとに次の式により算定した額の合計額を、控除するものとする。

（当該世帯に属する被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額）－（190,000円－11,979円84銭×（賦課期日に当該世帯に属する被保険者の数））×0.023009112193

4　一万五千六十五円九十四銭に賦課期日にその世帯に属する介護納付金賦課被保険者の数を乗じて得た額とこの項の規定による控除をする前の当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額に〇・〇二〇九二五四一六八三三を乗じて得た額との合計額が十七万円を超える世帯があるときは、第一項第三号ロにおける基礎控除後の総所得金額等の計算上、当該世帯ごとに次の式により算定した額の合計額を、控除するものとする。

（当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額）－（170,000円－15,065円94銭×（賦課期日に当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者の数））×0.020925416833

附　則

（令和三年度における基礎賦課基準応益割額、基礎賦課基準応能割率及び介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の算定の特例）

第六条　令和三年度における調整対象収入額については、第五条第二項中「当該都道府県の基礎賦課基準応益割額」とあるのは「前項第一号イ中「四万八千三百六十五円十三銭」とあるのは「五万四千二百九円三十一銭」と、「0.374531502」とあるのは「0.386158453」と読み替えて同号イの規定を適用して算定した当該都道府県の基礎賦課基準応益割額」と、「当該都道府県の基礎賦課基準応能割率」とあるのは「前項第一号ロ中「〇・〇九一四五一三五三七五三五」とあるのは「〇・一〇三五三三一一九五五七九」と、「0.000000708184 1」とあるのは「0.000000737515 9」と読み替えて同号ロの規定を適用して算定した当該都道府県の基礎賦課基準応能割率」とし、同条第三項中「一万千九百七十九円八十四銭」とあるのは「一万千九百八十五円六十三銭」と、「〇・〇一三三〇〇九一一二一九三」とあるのは「〇・〇一三三〇六七七四三七〇」と、「11,979円84銭」とあるのは「11,985円63銭」と、「0.023009112193」とあるのは「0.023306774370」とし、同条第四項中「一万五千六十五円九十四銭」とあるのは「一万五千四百六十七円十銭」と、「〇・〇二一〇九二五四一六八三三三」とあるのは「〇・〇二一五〇四四七四四九二」と、「15,065円94銭」とあるのは「15,467円10銭」と、「0.020925416833」とあるのは「0.021504474492」とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の規定は、令和三年度分の調整交付金（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第七十二条第一項に規定する調整交付金をいう。）から適用する。

3　一万千九百六十五円六十二銭に賦課期日にその世帯に属する被保険者の数を乗じて得た額とこの項の規定による控除をする前の当該世帯に属する被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額に〇・〇二二五八二一〇九三八を乗じて得た額との合計額が十九万円を超える世帯があるときは、第一項第二号ロにおける基礎控除後の総所得金額等の計算上、当該世帯ごとに次の式により算定した額の合計額を、控除するものとする。

（当該世帯に属する被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額）－（190,000円－11,965円62銭×（賦課期日に当該世帯に属する被保険者の数））×0.022588210938

4　一万四千三百九十九円〇〇銭に賦課期日にその世帯に属する介護納付金賦課被保険者の数を乗じて得た額とこの項の規定による控除をする前の当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額に〇・〇一九三一七二〇四一一一を乗じて得た額との合計額が十七万円を超える世帯があるときは、第一項第三号ロにおける基礎控除後の総所得金額等の計算上、当該世帯ごとに次の式により算定した額の合計額を、控除するものとする。

（当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額）－（170,000円－14,399円00銭×（賦課期日に当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者の数））×0.019317204111

附　則

（令和二年度における基礎賦課基準応益割額、基礎賦課基準応能割率及び介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の算定の特例）

第六条　令和二年度における調整対象収入額については、第五条第二項中「当該都道府県の基礎賦課基準応益割額」とあるのは「前項第一号イ中「四万六千三百三十一円九十九銭」と、「0.375127426」とあるのは「0.370970046」と読み替えて同号イの規定を適用して算定した当該都道府県の基礎賦課基準応益割額」と、「当該都道府県の基礎賦課基準応能割率」とあるのは「前項第一号ロ中「〇・〇八六五〇一六七一一一〇〇九」とあるのは「〇・〇八六五〇一六七一一一〇〇七」と、「0.000000709167 9」と読み替えて同号ロの規定を適用して算定した当該都道府県の基礎賦課基準応能割率」とし、同条第三項中「一万千九百六十五円六十二銭」とあるのは「一万二千二十八円四十七銭」と、「〇・〇二一九二九七四二三一六」とあるのは「12,028円47銭」と、「11,965円62銭」とあるのは「12,028円47銭」と、「0.022588210938」とあるのは「0.022929742316」とし、同条第四項中「一万四千三百九十九円〇〇銭」とあるのは「一万四千八百八十二円〇九銭」と、「〇・〇一九三一七二〇四一一一」とあるのは「〇・〇二〇〇一八〇九二〇〇〇」と、「14,399円00銭」とあるのは「14,882円09銭」と、「0.019317204111」とあるのは「0.020018092000」とする。